審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について

I.審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における核燃料物質使用施設の保安規定の変更に関し、同機構理事長 児玉 敏雄(以下「申請者」という。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき申請のあった「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について」(令和元年8月9日付け令01原機(科保)022をもって申請。令和元年11月15日付け令01原機(科保)053及び令和2年1月17日付け令01原機(科保)070をもって一部補正。以下「本申請」という。)について審査した結果、本申請に係る変更内容は、同条第2項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないものと認められる。

Ⅱ. 申請の内容

本申請は、隣接する日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。)東海第二発電所が行う防潮堤設置工事に伴い、作業エリアを確保する必要が生じ、作業エリアが原子力科学研究所の周辺監視区域と干渉することから、原子力科学研究所の周辺監視区域を変更するものである。

その他、核燃料物質の使用を廃止した施設を図面上から削除する記載の適正化の変更である。

Ⅲ. 審査の方針

審査においては、使用施設等における保安規定の審査基準(原規研発第 1311275 号平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。)に示された要件を満たしているかについて確認し、本申請内容が法第 5 7 条第 2 項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないことを確認する。

IV. 審査の内容

以下の変更内容及び審査の結果、本申請に係る変更は、法第57条第2項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でな

いと認めるとき」には該当しないものであり、認可して差し支えないものと判断する。

1. 変更内容 原子力科学研究所の周辺監視区域の一部変更について

申請者は、日本原電が実施する東海第二発電所の防潮堤設置工事の作業エリアを確保するため、原子力科学研究所の周辺監視区域を一部変更**するとしている。変更後においても、申請者と日本原電との「周辺監視区域等の使用に関する覚書」に基づき、周辺監視区域での人の居住を禁止し、周辺監視区域境界には、柵または標識を設けることにより業務上立ち入る者以外の立入を制限する措置及び周辺監視区域における放射線量の測定を継続して行うとしている。また、周辺監視区域境界おける一般公衆に対する線量は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定める線量限度の 1mSv/年を超えないとしている。

原子力規制委員会は、変更後の周辺監視区域において、人の居住の禁止、境界には柵または標識等を設置し立入制限措置、放射線量の測定を継続することから、核燃燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の3第2号及び第2条の11の5第1号に定める措置が講じられており、審査基準の「管理区域及び周辺監視区域の設定等」に適合していることを確認した。

また、変更後においても、周辺監視区域境界の線量は線量告示に定める線量限度を超えないことについて、原子炉設置変更許可申請書及び核燃料物質使用変更許可申請書を平常時被ばく線量評価の計算条件及び計算方法を用いて確認していることから、要求事項を満たしていることを確認した。

※ 申請者の敷地と東海第二発電所の敷地は隣接しており、周辺監視区域は一部共有している。 本変更により周辺監視区域が一部減少する。

2. その他記載の適正化

原子力規制委員会は、その他の記載の修正は、図面の適正化であり、本変更は審査基準への適合性に影響を与えるものではないことを確認した。

なお、審査基準における各号共通事項は、保安規定に明記された職務及び組織に 従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に 基づき品質保証活動を実施することが明記されていることを要求している。

本申請内容は、上記1.及び2.に記述したとおりであり、規制委員会は、本申請に伴う保安規定による職務や責任者及び品質保証計画に変更はなく、現在の保安規定に基づく職務及び責任者において本変更に係る品質保証活動が行われることを確認した。